

(整理番号 0708)

令和7年度 栃木地方最低賃金審議会
第3回栃木県最低賃金専門部会 議事要旨

公 開

開催日時	令和7年8月5日(火) 13時30分～16時40分					
開催状況	公益 代表委員	出席3人	労働者 代表委員	出席3人	使用者 代表委員	出席3人
		定数3人		定数3人		定数3人
主要議題	1 栃木県最低賃金の金額改定について 2 専門部会報告書(案)について 3 答申文(案)について					
議事録・議事要旨	議 事 要 旨					
1 栃木県最低賃金の金額改定について はじめに、前回の結論を共有した後、公労協議・公使協議が行われ、それぞれ金額提示が行われた。 (1) 労使の意見 【労働者側】 <金額提示> ① 66円引上げ(現行最賃1,004円に令和6年10月～令和7年6月の宇都宮市中分類物価指数・食料の平均6.0%+連合栃木春闘情報で300人未満の賃上げが昨年より0.79%上昇分÷6.8%を掛けると68円となるが、歩み寄りで66円) ② 65円引上げ(歩み寄りで最終提示) 【使用者側】 <金額提示> ① 60円引上げ(影響率がこの額以上になると30%を超えるため) ② 63円引上げ(歩み寄りで最終提示) (2) 結審状況等について 公労、公使協議を経て、最終的に労働者代表委員65円の引上げ、使用者代表委員63円の引上げとの主張で膠着したため、公益見解として「引上げ額64円(時間額1,068円)、10月1日発効とする」旨を示したうえで更に協議を行い、全会一致に至った。 2 専門部会報告書(案)について 使用者代表委員から付帯事項として、1. 単年度限りでない継続的な支援要望 2. 価格転嫁の推進要望 3. 社会保険料の企業負担の減免要望 4. 年齢による最低賃金額の減額制度 の4項目の要望が示された。項目1、項目2については、中小零細企業の支援という観点から公労使合意できる内容であるが、項目3、項目4については公労使の合意は難しいとして、削除され決定となった。 3 答申文(案)について 専門部会報告書同様、付帯事項の項目3、項目4を削除し決定となった。						